

東京五輪音頭-2020-CD/DVD 貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、裾野市産業振興課オリンピック・パラリンピック推進室が所管する東京五輪音頭-2020-CD/DVDの貸し出しに必要な事項を定めるものとする。

(貸付けを行う団体の範囲等)

第2条 貸付けを行う団体の範囲は、オリンピック・パラリンピックの機運醸成を図る公益事業等（営利、宗教、政治活動等を目的とするものを除く。）を行う団体等とする。

2 資材等の貸付けは、営利目的としない行事を開催する場合に行うものとする。ただし、オリンピック・パラリンピック推進室長が特に認めた場合はこの限りではない。

(貸付日数)

第3条 貸付日数は、原則として貸付けの翌日から起算して3ヶ月以内とし、資材等の使用が終了したときは、使用者は、ただちに返還しなければならない。

2 前項の貸付日数は、オリンピック・パラリンピック推進室長が必要と認めたときはこの限りではない。

(貸付数)

第4条 資材の貸付数は、一団体につきCD1枚、DVD1枚を上限とする。

(貸付料)

第5条 資材の貸付料は、無料とする。

(貸付の申請等)

第6条 資材等の使用を申請する者は、使用する1週間前までに物品借用申請書（様式1号）をオリンピック・パラリンピック推進室長に提出し、その許可を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、物品等を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。

第8条 CD、DVDの複製は禁止とする。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。